

障がい者通所費助成について

令和5年4月から助成制度 開始！！

障がいのある人の社会参加の促進を図るため、障がい福祉サービス事業所などの施設に通所する費用について、助成します。

1. 助成対象者

- ・ 稲美町内在住者で、稲美町の障がい福祉サービスを受けている人
- ・ 生活介護事業所、就労継続支援事業所などに通所している人
- ・ 公共交通機関の定期券を購入して通所している人、または施設が月あたりの料金を定めて行う送迎を利用している人
- ・ 他の法令等などによる通所費用の助成対象でない人

2. 対象経費及び助成割合

《対象経費》

- ・ 公共交通機関の定期券購入費用
- ・ 施設が月あたりの料金を定めて行う送迎利用料金

《助成割合》

対象経費	助成割合
<ul style="list-style-type: none">・ 電車の定期券・ バスの定期券・ 施設が月あたりの料金を定めて行う送迎利用料金	購入費用の2分の1 (月額1万円が上限)

3. 申請までの流れ

令和5年 4月～	申請には定期券のコピーまたは施設送迎利用料を支払ったことがわかるものが必要です。4月から3月までの1年度分を年度末まで保管してください。 (例：4月から12月まで毎月1ヶ月定期を購入し続けた場合、9枚のコピーが必要になります。)
令和6年 2月中旬	通所されている施設宛に申請書及び案内を送付します。
令和6年 3月～	4月から3月までの1年度分の申請を令和6年3月にまとめて受け付けます。 施設から申請書を受け取り、以下のものを持って地域福祉課障がい福祉係に申請してください。 <ul style="list-style-type: none">・ 定期券のコピーまたは施設へ送迎利用料金を支払ったことがわかるもの・ 本人名義の口座通帳

(裏面につづきます。)

4. 注意点

- ・定期券購入時の領収書での申請はできません。(定期券発行証明は可)
- ・プリペイド(チャージ)や回数券は助成対象となりません。
- ・通所日が0日の月は、助成対象となりません。
- ・3月分定期券の申請について
利用開始日が3月16日以前か3月17日以後かで申請する年度が変わります。

<例>

定期券	
土山	⇄ 加古川
3.16	— 4.15
¥0,000	イナミ タロウ様



申請してください。

※利用開始日が3月16日以前の定期券を
購入予定の方は、購入後に申請してく
ださい。

定期券	
土山	⇄ 加古川
3.17	— 4.16
¥0,000	イナミ タロウ様



翌年度に申請してください。

<問い合わせ先>

稲美町地域福祉課障がい福祉係

TEL 079-492-9136

FAX 079-492-8030